



経営継続補助金(第2次)のご案内



第1次の採択が終わり、第2次募集が始まりました。

新型コロナウイルスの影響を克服するため

農業者が経営計画に基づいて取り組む事業継続を支援します。

第2次募集申込み締切日 11月6日(金)

経営計画の作成や取組をJA(支援機関)がサポートします。

(※支援機関の支援を受けながら取り組むことが補助の要件です)

※ 事業内容

(1) 経営計画に基づいて実施する経営継続の取組

① 国内外の販路の回復・開拓 ⇒ 新たな製品の導入や販売促進活動

② 事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換

・乗用モア、昇降機、SS等 (買換えは対象外)

円滑な合意形成の促進 ⇒ Web会議システムの導入等

・対象者：農業を営む個人または法人

・補助率：3/4以内 上限100万円以内

申請者が多い場合には補助率が下がる場合があります。



(2)(1)と併せて行う、事業継続に関するガイドライン等に基づく取組

・作業所、事務所、施設整備等の消毒の実施に必要な経費など

・補助率：定額 上限50万円以内

※ 詳しくは、経営継続補助金のホームページの内容を確認して下さい。

※ 経営継続補助金事務局ホームページの申請書と「JAの申請書」とは、異なります。

まずは本所までご相談ください。

後日、本所にて申請書を作成いたします。

(お問い合わせ先) JA フルーツ山梨 本所 営農指導部

電話:0553-32-6526(平日 8:30 ~17:00/土曜日 8:30~12:00)

